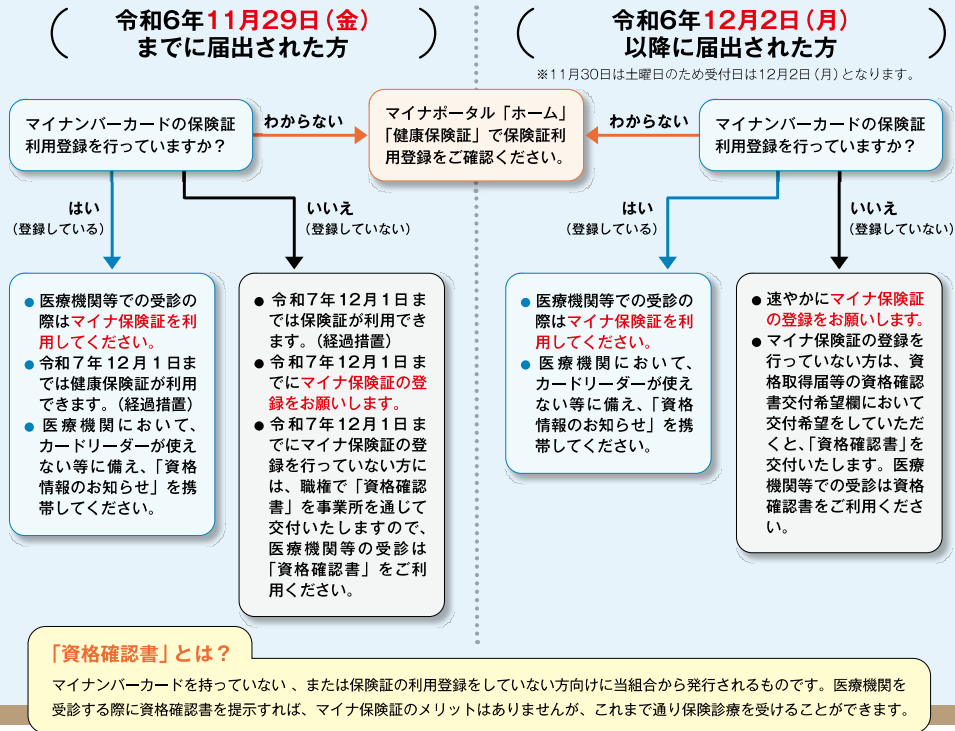


まずは確認！ マイナ保険証利用のフローチャート



さようなら 保険証

これまでは「病院にかかるときは保険証」というのが当たり前でしたが、本年12月1日をもって保険証の発行は廃止されます。これからは、病院にかかるときはマイナ保険証[※]で受診しましょう。まだ利用登録がお済みでない方は、ぜひ本特集をご覧のうえご登録をお願いします！

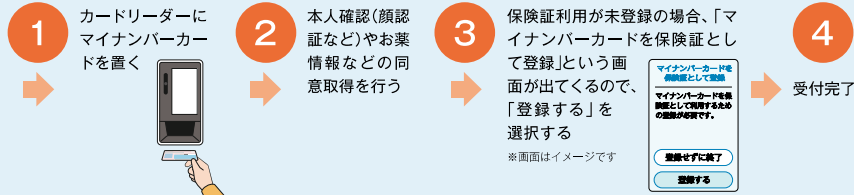
※ 保険証の利用登録を済ませたマイナ保険カードのこと

ご安心を！
経過措置があります
現在お持ちの保険証は、退職などで資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。この経過措置は1年間のため、早めに保険証にさようならしましょう。

マイナ保険証の登録ができていない方は…… 医療機関で登録できます

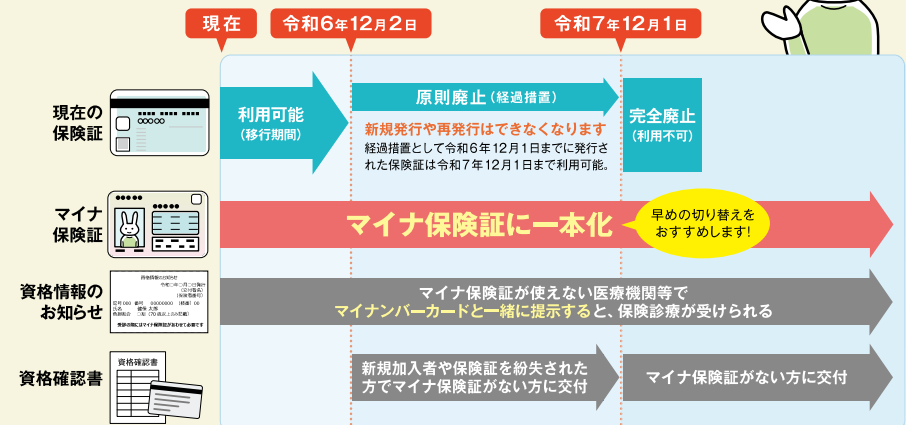
マイナ保険証を利用するには利用登録が必要です。
登録がお済みでない場合でも、医療機関のカードリーダーで登録することができます。

登録方法



※申込完了までに少し時間がかかる場合があります。
※カードリーダーの機種によっては、本人確認や同意取得の必要となるタイミングが異なる場合があります。

保険証廃止のスケジュール



マイナポータルをご活用ください



スマートフォンのアプリ「マイナポータル」から、資格情報（PDF）をダウンロードできます。このPDF画面をマイナンバーカードと一緒に提示すると「資格情報のお知らせ」がなくても、保険診療を受けることができます。

操作方法 マイナポータル（ログイン）
▶健康保険証 ▶端末に保存

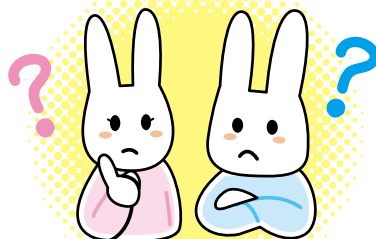
マイナポータルとは

健康医療や子育て、介護、税金などの各種行政手続きがワンストップで行える政府が運営するオンラインサービス。ご自身の薬の情報や特定健診結果を確認することもできます。



Q 保険証が廃止された後はどうなるの？

A 令和6年12月2日以降は保険証の新規発行や再発行はできなくなります。保険証を紛失したり、苗字の変更による再発行、ご家族を被扶養者として届け出たときにも保険証は発行されません。ただし、お手元の保険証は1年間の猶予期間があり、令和7年12月1日まで使用可能です。

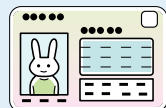


Q 今後は病院には何でかかればいいのか？

A 次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

1 マイナ保険証

過去の診療情報に基づいた確かな医療を受けられます。



イチオシ!

2 お手元の保険証

令和7年12月1日までは使用可能です。



3 マイナ保険証＋「資格情報のお知らせ」※

マイナ保険証が利用できない医療機関等でセットで提示することで保険診療を受けられます。
※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルの資格情報画面の提示でもOKです



4 資格確認書

令和6年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。



◆ 保険証からマイナ保険証へ ◆

現行の保険証は令和6年12月2日以降、その発行を終了し廃止となります。医療機関等への受診は、「マイナ保険証」を利用いただくことになります。
現行の保険証は、当組合の保健事業（保養施設やレストラン、健診、体育奨励イベント等）を利用する際の本人確認にも利用しているため、保険証の廃止以降の新規加入者には、資格情報（事業所記号、被保険者番号等）を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書	健康保険証
形状	マイナンバーカード	紙・カード型	紙・ハガキサイズ	プラスチック・カード型
交付対象	お住まいの市区町村へご確認ください	① 令和6年12月2日以降の加入手続きの方 かつ ② オンライン資格確認システムへのデータ登録（※3）が完了した方	オンライン資格確認を受けることができない方	① 令和6年11月29日以前の資格取得日の方 かつ ② 令和6年11月29日までに申請書が到着した方（※4）
取得方法	マイナンバーカードの入手後、本人が保険証利用登録を行う	資格取得手続き後、オンライン資格確認システムへのデータ登録（※3）が完了後に送付	資格取得時等もしくは交付申請書により発行	令和6年11月29日までに申請書が当組合へ到着
使用目的	医療機関を受診するとき	被保険者資格等の簡易把握や当組合の保健事業を利用するとき	オンライン資格確認を受けることができない方が医療機関を受診するとき	医療機関を受診するときおよび当組合の保健事業を利用するとき（令和7年12月1日まで）
有効期限	医（※1） 保（※2）	マイナンバーカードの有効期限	交付日から最長5年の予定	資格喪失するまでもしくは経過措置期間終了まで（令和7年12月1日）
		資格喪失するまで	交付日から最長5年の予定	〃
返却	—	—	資格喪失日の有効期限前の場合	令和7年12月1日以前資格喪失の場合

※1）医療機関での利用について

※2）当組合の保健事業での利用について

※3）正確なマイナンバーおよび住民票やマイナンバーカードに記載されている氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所を届け出た方

※4）申請に不備や記載漏れ等がない場合に限る

◆ マイナ保険証の利用登録をされている方は限度額適用認定証の申請は不要です ◆

マイナ保険証の利用登録をされている方は、マイナ保険証で受診された際に医療機関で限度額を確認していただきますので、限度額適用認定証の申請は不要です。マイナ保険証をお持ちでない方は、引き続き限度額適用認定証の申請が必要です。なお、限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受領証につきましては、引き続き申請が必要となります。

